

COVID-19 パンデミックの影響を防止しこれに対抗するための警戒措置の宣言及びその期間中に適用する措置に関するルーマニア政府決定 2020年5月18日決定第394号  
5月29日発令の政府決定第434号による一部改正（改正箇所は、以下の中の赤色部分）。  
6月11日発令の政府決定第465号による一部改正（改正箇所は、以下の中の緑色部分）

（以下の中の「注」は、在ルーマニア大による注。）

前文 （略）

第1条 （1）2020年5月18日より、領域全体で30日間警戒事態が確立される。

（2）この決定の発効をもって、SARS-CoV-2 ウイルスによって生み出された感染症拡大の予防の管理に関する措置を定めた2020年5月14日国家緊急事態委員会決定第24号（以下、「国家緊急事態委員会決定2020年第24号」）の効力は、失われる。

（3）国家緊急事態委員会決定2020年第24号に基づいて発効した規定は、本決定の規定に反しない限り、COVID-19 感染症の予防及びその影響との闘いのための2020年5月15日法律第55号（以下「法律2020年第55号」）に基づく規定が採択されるまでの間、引き続き適用される。

第2条 感染の防止及び制御の手段、適用の具体的条件、これらの措置の対象者、警戒事態期間中の措置の適用及び遵守を確保する実施期間及び公的組織は、以下に定める。

添付1 対応能力を高めるための措置

添付2 共同体の強靱性を高めるための対策

添付3 リスクによる影響を減らすための対策

第3条 緊急医療備蓄に関する2020年緊急政令第11号第7条、法律2020年第20号によって修正、補完された検疫の確立に関連する諸付属措置、諸リスクの制御に関する2016年政府決定第557号による修正と補完を適用することにより、内務省次官、緊急事態総局長は、保健省と協力し、国家レベルの対応の一環として、行動指揮官の命令として、新型コロナウイルスの感染予防及び撲滅のために必要な措置を命ずる。

第4条 添付1-3に規定された措置の非遵守に適用され得る罰則の体系は、法律2020年第55号の第64条から第70条に定める。

第5条 添付1-3は、本決定の一部を成す。

第6条 この決定は、ルーマニア官報第一部に掲載される。

首相 ルードヴィック・オルバン

(以下、各添付の内容要点を列挙。)

**添付1 2020年5月18日 対応能力を高めるための措置**

第1条 法律第55号第5条(1)d)に基づく、救急車サービスの管理、緊急政令第70/2020号に基づくローカル・ポリスの管理

第2条 同e)に基づく、介護施設等の機能の維持等

第3条 同f)に基づく、一時的な活動をする救急センターの活動の常設化等

第3条の1 地方自治体に、その指揮下にある医療機関の指導者の指名、停止、解任の権限があることを規定。

第4条 第1条から第3条の管理当局を規定

**添付2 2020年5月18日 共同体の強靭性を高めるための措置**

第1条 法律第55号第5条(2)d)に基づく、以下の措置

1 法律第55号第13条及び第71条に基づいて発出された保健大臣及び内務大臣の共同指令に規定されたマスクの着用義務(ルーマニア政府は、保健省を通じて、地方政府がその管轄下で不利な立場にある人の保護に必要なマスクを、提供する。)

2 (政府決定第465号による改正・追加) 国立公衆衛生局により定められ国家緊急事態委員会によって承認された自宅隔離措置の例外国以外の全ての国からルーマニアに到着する者に対して、自宅又は申告した場所において、同居人、家族等と共に隔離措置がとられる。

2の1 自宅隔離の対象外の国からルーマニアに到着する者でも、当該国からの出発前に当該国に少なくとも14日間滞在しなかった者には、同居人、家族等と共に自宅隔離措置がとられる。

2の2 ルーマニアから出発して自宅隔離の対象外の国に14日未満の滞在をする者、又は自宅隔離の対象外の複数の国に合計少なくとも14日間滞在した者は、ルーマニア入国後の隔離措置の対象とならない。

3 自宅隔離措置の条件が整わない者は、申請により施設隔離を選択できる

4 隔離措置義務を遵守しない者は、費用自己負担にて14日間の施設隔離となる。

5 本決定が発効した時に施設隔離下にある者は、14日間の隔離をそのまま施設で行う。

6 上記2の例外(感染症の症状のない者で、個人的な予防措置をとること)

・ 2.4トン超のトラックの運転手

・ 欧州議会議員、国会議員

・ 国防、公安、国家安全保障の関係者

・ 飛行機のパイロット等、鉄道、船舶の関係者、ルーマニア国籍の船舶乗組員で、感染症状のない者

- ・ハンガリー、モルドバ共和国、セルビア、ウクライナ、ブルガリアとの間で国境を越えて仕事をする者、国外で労働契約により働く労働者で、感染症状のない者
- ・ルーマニアに支社のある外国企業の代表者で、ルーマニアにある会社と関係があることを証明できる者のうち、感染症状のない者
- ・医療関連設備の設置、調整、維持、管理のための入国者で、感染症状のない者
- ・科学、経済、国防、公安、国家安全保障の分野でルーマニアに不可欠な機材の関連での入国者で、感染症状のない者
- ・ブカレスト駐在の外交官、外交旅券保持者、外交団の関係者で、感染症状のない者
- ・国防、公安、国家安全保障分野での外国出張者で、感染症状のない者

- ・運転手席を入れて九席以上の車両の運転手
  - ・運転業務でEUに行った者
  - ・(政府決定第465号による追加) 欧州議会議員、国会議員、国際機関、国防、公共秩序、国家安全保障に携わる者
  - ・(政府決定第465号による追加) 医療従事者、医療技術や設備の利用・設置・メンテナンス・サービスに携わる者、科学技術、経済、防衛、公共秩序、国家安全に携わる者で、ルーマニアの国内の利用者との契約があることを証明できる者、国際組織の査察関係者
- (注: 以上のうち黒字は、国家緊急事態委員会決定2020年第24号別添の措置14(2)に列挙されていたものと同じ)

7 施設隔離中又は自宅隔離中の者で感染の症状がない者は、自己の配偶者又は三等親以内の親族の葬儀に、衛生局の許可を得て参加することが可能。

第2条 第1条の措置の適用の実施は、内務省が管轄する。

### 添付3 リスクの軽減のための措置

第1条 法律第55号第5条(3)a)に基づく、以下の措置

1 屋外における、集会、デモ行動、行進、コンサート、その他乗車のまま参加する集まり、屋内における文化、科学、芸術、宗教、スポーツ、その他の娯楽のための集まりの行事の禁止

2 法律第55号第43条及び第71条に基づく青年・スポーツ大臣及び保健大臣の共同指令を遵守したスポーツ活動の実施

2の1 (政府決定第434号による追加) 屋外でのスポーツ競技又は屋内外のプールでのスポーツ競技は、青年スポーツ大臣及び保健大臣の共同指令を遵守して、開催可。

2の2 (同上) 上記2の1の条件の下で、身分が証明された職業スポーツ選手又は競技選手による屋内外のプールでの練習が、許可。

屋内での練習は、参加者同士の社会的距離を保ちつつ、一人あたり少なくとも7平方メートルが確保された状態で、実施可。

2の3 (同上) 上記2の1及び2の2は、接触型のスポーツには該当せず。

3 法律第55号第44条及び第71条に基づく文化大臣及び保健大臣の共同指令を遵守した博物館、図書館、書店、映画館、映画スタジオ、コンサートホール、文化センター、その他

民間団体を含む文化活動、屋外における公私の文化行事、フェスティバル等の、実施  
3の1（政府決定第434号による追加） 上記3の条件の下で、ドライブイン・タイプの  
ショーの開催が、各車両に乗員するのが同一家族の者である場合に限り、認められる。

また、屋外でのショー、コンサート、公私のフェスティバル、その他文化行事の開催は、  
最大500名まで、着席、各座席の間隔が最低2メートル、マスク着用の下で、認められる。

4 法律第55号第45条及び第71条に基づく内務大臣及び保健大臣の共同指令を遵守した、私的な儀式を含む宗教行事の実施

5（決定第465号による改正） 保健大臣と場合により青年・スポーツ大臣、水利森林大臣等とが定める共同指令を遵守したサイクリング、ウォーキング、ジョギング、カヌー、登山、狩猟、釣りなどで、最大6人までの人数が参加するものを除く、屋外で行われる個人的なリクリエーション・スポーツの禁止

6（政府決定第465号による改正） 最大20人までかつ社会的距離の規則に従って行われる行事を除き、屋内で行われる私的行事への参加の、禁止

7（政府決定第465号による追加） 社会的距離の規則に従って行われかつ最大50人までの参加によるものを除く、屋外における行事への参加の、禁止。

第2条 法律第55号第5条（3）b）に基づく、以下の措置

1（政府決定第465号による改正） 居住する市町村内において、同じ家族に属さない6名を越える人数による歩行やかかるグループの形成の禁止

2（政府決定第434号による改正） 外出は、理由の正当化なしに、市町村及びメトロポリタン外を含めて許可。

3（政府決定第434号により削除）

4 外国人及び無国籍の者の、国境を通過したルーマニアへの入国を禁止する。

但し、以下の例外を除く。

- ・ルーマニア国民の家族
- ・ルーマニアに居住するEUの他の加盟国、EEA、スイスの国民の家族
- ・長期滞在の査証、在留許可証若しくはルーマニア政府が発行した在留許可証に相当する書類を所持する者、又はEUの法令に従った同等の書類を所持する者
- ・査証、在留許可証又はこれに相当する書類で証明できる出張を行う者
- ・外交団、国際機関、軍人、人道活動を行う者
- ・領事上の保護の合意に基づく者を含むトランジットの旅行者
- ・重大な理由により旅行する者
- ・国際的な又は他の人道上の保護が必要な者

（注：以上は、国家緊急事態委員会決定2020年第24号別添の措置9（2）に列挙されたものと同じ。）

第3条 法律第55号第5条（3）c）に基づく、以下の措置。

1 本決定が有効となるまでに隔離措置が解除されなかった地方自治体への、隔離措置の継続

2 一定の建物、市町村、地域の封鎖

第4条 法律第55号第5条(3)d)に基づく、以下の措置

1 法律第55号第37条に基づく、オーストリア、ベルギー、スイス、フランス、ドイツ、イラン、イタリア、英国、オランダ、スペイン、米国、トルコとの間での全ての商用航空便の運航停止。(注：期間の規定なし。)

1の1 (政府決定第465号による追加) 上記1のうち、公衆衛生局が決定し国家緊急事態委員会が承認した自宅隔離措置の対象の例外国との航空便は、再開される。

2 但し、政府専用機、貨物・郵便航空機、緊急医療又は人道のための航空便、ルーマニア当局の要請に応じた救急隊、ルーマニア国内の企業の要請による技術的なチームの輸送等、チャーター便(詳細記載)を除く。

3 (政府決定第434号による改正) ルーマニア発着の定期又は不定期の全ての国際路面輸送を、法律第55号第32条、第35条及び第37条を遵守の上で再開。

4 (同上) ルーマニア発着の国際鉄道輸送を、法律第55号第32条、第34条、第37条の遵守の上で再開。

第5条 法律第55号第5条(3)e)に基づく、以下の国境地点の一時的な一部又は全部の閉鎖(ハンガリー、ブルガリア、ウクライナ、モルドバ共和国、セルビアとの間での該当する各国境地点を規定)

第6条 (政府決定第434号により、条文全体改正) 法律第55号第5条(3)f)、第8条、第9条に基づく以下の措置

1 レストラン、ホテル、モーテル、ペンション、カフェ、その他の公共の場所における、屋内の共同スペースのテーブルにおける飲食物の消費を、停止する。

2 上記1の空間において、その場で消費されない食品の準備及び飲食物の販売は、許可。

3 屋外で、特にその目的のために設置された場所における飲食物の準備、販売、消費は、各テーブルの間隔最低2メートル、異なる家族の者は最大4名まで参加、保健大臣及び経済・エネルギー・ビジネス環境大臣等の共同指令を遵守の上で、許可される。

第7条 (政府決定第465号による改正)

(1) ショッピング・モールの活動は、許可される。

(2) 法律第55号第5条(3)f)、第8条、第9条に基づき、ショッピング・モール内では、レストラン、カフェ、その他これに類するもの、子供の遊び場、ゲームセンター、映画館の活動は、許可されない。

第8条 法律第55号第5条(3)f)及び第33～36条に基づく運輸大臣令で定められた衛生規則の措置を遵守して、空路、鉄路、道路、水上の交通活動が行われる。

第9条 法律第55号第5条(3)f)に基づく、以下の措置

1 (政府決定第465号による改正) 屋内プール、娯楽施設の活動停止。

2 上記1の例外として、感染予防措置を講じた美容サロンの活動は認められる。

3 公共機関及び全ての企業が、法律第55号第13条及び第71条に基づいて発出された内務大臣及び保健大臣の共同指令を遵守して、入り口で従業員及び来訪者の確認・選別(トリ

アージュ)を行い、かつ手の消毒をさせる義務。

4 歯科医及びCOVID-19感染症に関係のない病院の活動は、法律第55号第71条に基づく保健大臣令を遵守して行われる。

5 (政府決定第465号による改正) ギャンブル、美容サロン、ホテル業、共同スペースにおける業務活動は、法律第55号第71条に基づく経済・エネルギー・ビジネス環境大臣及び保健大臣の共同指令を遵守して行われる。

6 (政府決定第465号による改正) 屋外プール、スポーツ・ジムの活動は、法律第55号第71条に基づく青年スポーツ大臣及び保健大臣の合同指令を遵守して行われる。

6の1 (政府決定第465号による追加) 温泉治療活動は、法律第55号第71条に基づく保健大臣令を遵守して再開される。

7 (政府決定第434号による追加) ビーチの利用は、デッキチェアを一人1台確保、異なる家族の利用するデッキチェア間の間隔を最低2メートル確保の上で、経済・エネルギー・ビジネス環境大臣、保健大臣、環境・水利・森林大臣の共同指令を遵守して、行われる。

第10条 法律第55号第5条(3)f)及び第38条に基づく、以下の措置

1 現行学年終了までの学校の停止措置の維持

2 8年生、12年生、13年生の試験のために、2020年6月2日以降、二週間の活動を行うことができる。

3 (政府決定第465号による追加) 夏期休暇の間の、保育園、幼稚園、アフタースクールの活動は、法律第55号第71条に基づく労働社会保障大臣及び保健大臣の合同指令を遵守して再開される。

第11条 各条項の担当当局(省庁)を規定。

(了)